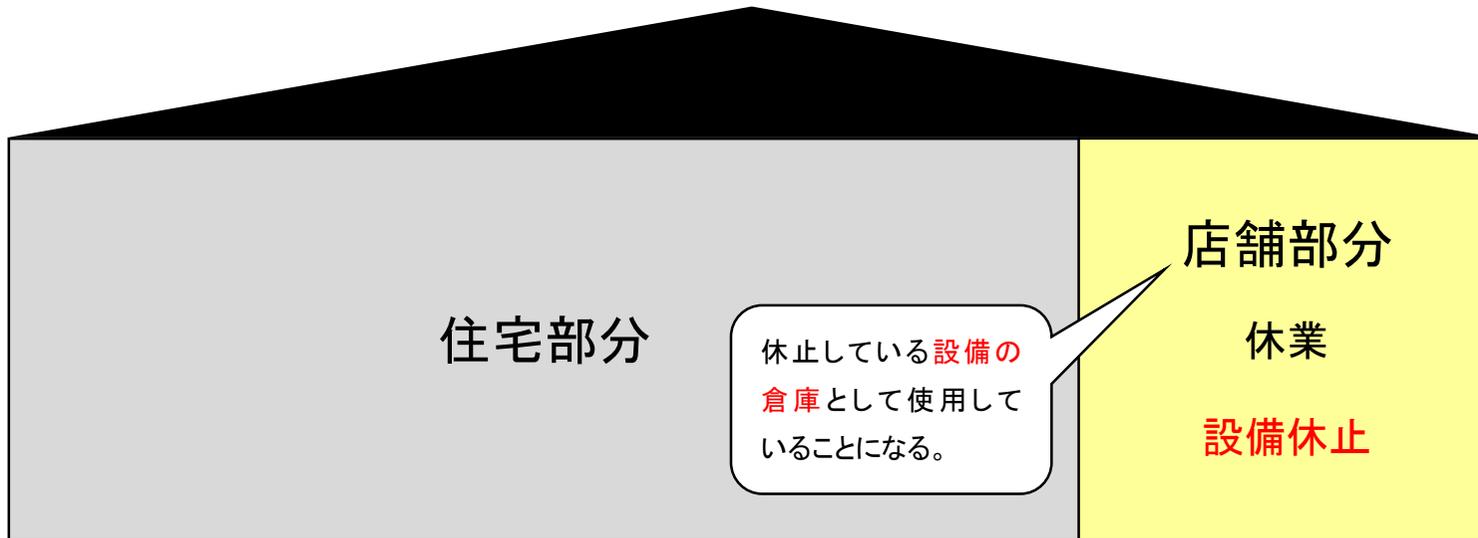


設備と建物に関する財産処分の考え方(例え話)

設備付きの店舗併用住宅を**国の補助金を利用して建設した場合**

補助金適正化法第22条 補助事業者は、補助事業により取得した財産を、**各省各庁の長の承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して使用してはならない。**



店舗を休業する場合は**設備の使用を休止**して店舗の建物部分を補助金の交付の目的に反して使用(目的外使用)することになるので、店舗を休業する前に財産処分(建物部分の目的外使用)の承認手続が必要になる。**承認手続を行わずに店舗を休業(設備の使用を休止)した場合は補助金適正化法違反になる。**